２　休　暇　等

休暇とは，職員がその所属機関の長の承認により，一定の期間その職務を遂行しないで職務以外の事柄に勤務時間を利用することが認められた勤務時間管理上の制度である。

種類としては，年次有給休暇，病気休暇，特別休暇，介護休暇及び介護時間がある。

勤務時間条例

第7条

（※　講師等の休暇については後述(6)）

(1) 年次有給休暇

勤務時間条例

第8条

職員（非常勤，嘱託の職員及び育児短時間勤務職員，定年前短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）には，１年を通じて20日以内の年次有給休暇が認められている。年の中途に新たに採用された職員については，その採用月に応じて下表のとおりの年次有給休暇が認められている。

勤務時間規則

第7条

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採用された月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
|
|
|
| 休暇の日数 | 20 | 18 | 17 | 15 | 13 | 12 | 10 | 8 | 7 | 5 | 3 | 2 |
|
|
|

※　育児短時間勤務職員，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については，人事委員会規則で定める日数

勤務時間規則

第8条

ア　年次有給休暇の繰越し

年次有給休暇に使用残があるときは，20日を超えない範囲内の残日数（日未満の端数がある場合には，時間及び分単位）を翌年に繰り越すことができる。

※　前年勤務した日数が全勤務日数の８割未満の場合であっても翌年に繰り越すことができる。

イ　年次有給休暇の総日数

正規職員に付与される年次有給休暇の総日数は，次表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勤　務　年　数 | １年目  （　）は４月新採者 | ２年目 | ３年目以降 |
| 条例の休暇日数 (A) | ２～20  （15） | 20 | 20 |
| 前年から繰り越され  る日数の範囲  （前年の(A)) (B) | －－ | ２～20 | 20 |
| 当該年に使用できる  日数の範囲 (A)+(B) | ２～20  （15） | 22～40 | 40 |

（注）１　勤務年数の計算は，暦年単位によることとし，年の中途において採用された職員の勤務年数については，採用の月を問わず，採用された年の12月末をもって１年が満了したものとする。

２　(B)欄は，前年に条例の休暇を使用しなかった場合の日数である。

３　年次有給休暇の使用順位は(B)，(A)の順とされている。

ウ　年次有給休暇の付与単位

年次有給休暇は１日・半日・１時間を単位として付与される。休憩を挟んだ前後の年次有給休暇取得のそれぞれを半日とする。したがって，休憩の分割付与を行う学校にあっては，１日に３回の半日単位の年次有給休暇を与えることがあり得る。日に換算する場合は，７時間45分をもって１日とする。

勤務時間規則

第6条

※　年次有給休暇の残日数のすべてを使用する場合のみ，残日数の１時間未満の端数を使用することができる。

※　その期間にある週休日及び休日は含まない。

(2) 病気休暇

病気休暇とは，負傷又は疾病（公務・通勤によるものを除く。）により勤務することができない職員に与えられる有給の休暇である。

勤務時間条例

第9条

ア　期間

必要に応じて１日，１時間又は１分単位で取得できる。

・私傷病(結核性疾患を除く）　　　　　 90日以内

・人事委員会規則で定める負傷又は疾病　 ６か月以内　(別表１参照)

（注）１　期間の計算は休日・週休日を含め，継続した日数とする。

２　定められた病休日数を超えた場合は，休職となる。

３　結核性疾患の場合は，「健康管理審査会」での審査を経て休職となる。

４　公務・通勤による負傷又は疾病の場合は特休となる。

５　精神疾患，１か月以上の一般疾病については，復帰後６か月以内に再発した場合，先の病気休暇の期間に通算する。

別表１

勤務時間規則の運用

第8

勤務時間規則

第10条

|  |
| --- |
| ６か月以内の病気休暇が付与される疾患名  １　高血圧性疾患  (1) 本態性高血圧  (2) 腎性高血圧  (3) 心血管性高血圧  (4) 内分泌性高血圧  (5) 神経性高血圧　など  ２　脳血管疾患  (1) 脳内出血  (2) くも膜下出血  (3) 脳梗塞  (4) 一過性脳虚血  (5) 高血圧性脳症  ３　心臓病  (1) 冠動脈疾患（冠動脈硬化症，心筋梗塞症を含む。）  (2) 高血圧性心疾患（心肥大，肥大に係る冠不全，心不全を含む。）  (3) 後天性弁膜症  (4) 先天性弁膜症  ４　がん（悪性新生物，悪性腫瘍，悪性潰瘍を含む。）  (1) 胃がん  (2) 腸（直腸）がん  (3) 肺がん  (4) 皮膚がん  (5) 前立腺がん  (6) 肝臓がん  (7) 子宮がん  (8) 乳がん  (9) 白血病　など  ５　慢性呼吸器疾患  (1) 慢性気管支炎  (2) 気管支拡張症  (3) 喘息  (4) 肺気腫  (5) 肺線維症  (6) 肺化膿症  ６　糖尿病  合併症対策を含むものとする。  ７　精神科疾患  本来の精神・神経疾患（①統合失調症　②躁うつ病　③てんかん  ④脳器質性精神障害　⑤その他の精神病）のほか下記のものを対象とする。  (1) 神経衰弱症  (2) 不安神経症  (3) 心気症  (4) ヒステリ－  (5) 強迫神経症  (6) 恐怖症　など  ８　交通事故に起因する負傷又は疾病 |

イ　手続き

市町学校管理規則

(ｱ) 90日以内の場合の手続きは市町学校管理規則により異なる。

（例：金沢市)

６日以内は　校長に願い出る。

７日以上は　教育長に願い出る。医師の診断書を添付する。

(ｲ) 90日を超えて６か月以内の病気休暇をとる場合は，別表１の該当疾患名及び必要とされる療養期間を明記した診断書を提出する。

(ｳ) 所属長において認定することが困難な事例については，教職員課長が石川県公立学校教職員健康管理審査会の意見を聴いて認定し，結果を所属長に通知するので，所属長は診断書等必要な資料を事前に教職員課長まで提出すること。

ウ　給与等の取扱い

病気休暇は有給の休暇であるが，手当等は以下のように取り扱われる。

(ｱ) 昇給

２か月間(休日・週休日含む）又は60日間(分散した日数の総計）以上は昇給が抑制される。⇒給与の昇給の項参照

(ｲ) 期末手当

減額しない手当額を支給する。

(ｳ) 勤勉手当

病気休暇の期間から週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた日が30日を超える場合には，その勤務しなかった全期間を期間率の期間から除算する。⇒勤勉手当の項参照

(ｴ) 通勤手当・管理職手当

月の全日勤務がない場合支給しない。

(ｵ) 特勤手当

勤務しなかった全期間支給しない。

(ｶ) 特学調整額

代替職員(講師等)の任用開始日から支給しない。

代替職員なしの場合は支給する。ただし，夏期休業期間等長期休業中にあっては，代替職員の有無にかかわらず支給しない。

エ　代替について

休暇の日数が25日以上にわたる場合は，原則として代替講師が配置される。

オ　復職について

手続きは市町学校管理規則により異なる。

カ　病休と休職

負傷又は疾病により勤務できない期間が長引くと判断される時には，次のような順序で休暇等を取得するのが一般的である。

年休　→　病休　→　休職　→　復職（又は退職）

(3) 特別休暇

勤務時間条例

第10条

特別休暇とはあらかじめ条例，規則等で定められた特定の事由（別表１）に本人又はその家族の状況が該当する場合，所定の手続きを経て付与される有給の休暇である。日数計算にあたっては，その期間のうちにある週休日（妊娠障害休暇，結婚休暇の場合は除く。）及び休日が含まれる。

勤務時間規則

第9条

ア　手続き

市町学校管理規則

市町学校管理規則に基づいて行う。

（別表１）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　類 | | 期　　　　　間 | | 単　　　位 | 備　　　考 | |
| 公民権行使 | 条例10-1  労基法7 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 公務通勤疾病負傷 | 条例10-2 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 産前産後の休養  （産前産後休暇） | 条例10-3  労基法65 | 産前８週間(多胎14週)  産後８週間以内 | | １日 | 出産日は産前に含む  医師の診断書添付 | |
| 生理休暇 | 条例10-4  労基法68 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 親族の死亡※  （忌引休暇） | 条例10-5 | 別表２参照 | | １日 | 遠隔地に赴く場合,往復日数加算  死亡，通夜，葬儀の日いずれかを起算日とする | |
| 感染症による交通  制限・遮断 | 条例10-6 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 非常災害交通遮断 | 条例10-7 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 非常災害住居滅失  破壊 | 条例10-8 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 裁判員，証人，鑑  定人等として出頭 | 条例10-9 | その都度必要と認める  期間 | | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 |  | |
| 妊婦の通勤緩和  （通勤緩和休暇） | 規則11-1 | 勤務の始め又は終わりにつき１日を通じて１時間を超えない時間 | | １時間又は１分 | 医師の指導事項が必要 | |
| 妊娠中又は産後  保健指導健康診査  （通院休暇） | 規則11-2 | （～妊娠６か月）４週間につき１日  （７～９か月）２週間につき１日  （10か月～分娩）１週間につき１日  （分娩～産後１年まで）１日 | | １日 | １か月は28日として計算 | |
| 妊娠障害  (妊娠障害休暇) | 規則11-3 | 14日以内  （週休日除く） | １日又は１時間 | | | 切迫流産含む  引き続き７日以上は医師の診断書添付 |
| 生児の授乳等※  （生後１年９か月に達しない子を育てるための授乳等）  （育児時間） | 規則11-4  労基法67 | １日２回各45分以内 | １分 | | | 男性職員取得可（ただし，もう一方の親が取得しない期間）  保育所への送迎など生児のための一般的な世話を含む |
| 種　　　類 | | 期　　　　　間 | 単　　　位 | | | 備　　　考 |
| 婚姻  （結婚休暇） | 規則11-5 | ７日（週休日除く）  ［取得時期］  結婚の５日前から結婚後１か月（職務遂行上取得困難と所属長が認めれば６か月以内） | １日 | | | ｢結婚の日｣とは社会的に結婚したと認められる日｢結婚の日｣とし得る日が複数ある場合，職員が選択できる |
| 出生サポート休暇 | 規則11-6 | ５日（暦年）  当該不妊治療が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合は10日 | １日又は１時間 | | | 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 |
| 配偶者の出産  （出産補助休暇） | 規則11-7 | ３日  ［取得時期］入院から出  産日後２週間まで | １日又は１時間 | | |  |
| 育児参加休暇※ | 規則11-8 | ５日  ［取得時期］  産前８週間(多胎14週）から産後１年まで | １日又は１時間 | | | 配偶者の産前産後期間中に当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 |
| 家族の看護休暇※  （配偶者，１親等の親族及び２親等の親族の看護） | 規則11-9 | ５日（暦年）  中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合は10日  （うち５日を超える日数については当該子の看護の場合に限る） | １日，半日又は１時間  残日数のすべてを使用する場合のみ，残日数の１時間未満の端数を使用することができる | | | 中学校就学の始期に達するまでとは，満12歳に達する日以後の３月31日まで  中学校就学の始期に達するまでの子に予防接種や健康診断を受診させるための付き添いを含む。一時的に住所を異にする単身赴任などの場合でも取得可。配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む |
| 短期介護休暇 | 規則11-10 | ５日（暦年）  当該要介護者が２人以上  の場合は10日 | １日又は１時間 | | | 要介護状態にある家族の介護その他の世話  要介護者の範囲は介護休暇と同じ  「要介護者の状態等申出書」の提出が必要 |
| 種　　　類 | | 期　　　　　間 | 単　　　位 | | | 備　　　考 |
| 配偶者，父母子の祭日 | 規則11-11 | １日 | １日 | | | 養子縁組をした養父母も対象  遠隔地に赴く場合,往復日数加算  ※祭日とはいわゆる法事 |
| 夏期元気回復 | 規則11-12 | ５日  ［取得時期］  7/1～9/30の間 | １日又は半日 | | | 日への換算，残日数に端数が生じた場合の取扱いは，年休の取扱いに準ずる |
| 交通機関の事故等  出勤困難 | 規則11-13 | その都度必要と認める  期間 | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 | | |  |
| 非常災害時の退勤  途上危険回避 | 規則11-14 | その都度必要と認める  期間 | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 | | |  |
| 骨髄液の提供等に伴う検査・入院等  （ドナー休暇）※ | 規則11-15 | その都度必要と認める  期間 | 必要に応じ１日，  １時間又は１分 | | | 配偶者父母子兄弟姉妹への  提供除く |
| 自発的かつ無報酬で社会に貢献する活動  （ボランティア休暇） | 規則11-16 | ５日（暦年） | １日又は１時間 | | | 所属長の承認と活動計画(写)  専ら親族に対する支援となる活動を除く  活動は下記に該当する場合 |
| イ　地震，暴風雨，噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動  ロ　障害者支援施設，特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動  ハ　イ，ロに掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動  ニ　その他国，地方公共団体，地縁に基づいて形成された団体又は公共的団体が行う地域における環境の整備，スポーツの振興又は文化の振興等に関する事業に対して行う奉仕活動で，任命権者が人事委員会と協議して定めるもの | | | | | | |
|
|

＊条例とは「石川県学校職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する条例第10条」，規則とは「石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する規則第11条」をいう。

　※忌引休暇，育児時間，育児参加休暇，家族の看護休暇，ドナー休暇における子の範囲は特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子を含む。

別表２　親族が死亡した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者が死亡した場合 ①  血族１親等の直系尊属が死亡した場合（父母）②  血族１親等の直系卑属が死亡した場合（子）③  血族２親等の直系尊属が死亡した場合（祖父母）④  血族２親等の傍系者が死亡した場合（兄弟姉妹）⑤  血族２親等の直系卑属が死亡した場合（孫）⑥  血族３親等の傍系尊属が死亡した場合（伯叔父母）⑦  姻族１親等の直系尊属が死亡した場合（配偶者の父母，父母の配偶者）⑧  姻族１親等の直系卑属が死亡した場合（配偶者の子，子の配偶者）⑨  姻族２親等の直系尊属が死亡した場合（配偶者の祖父母，祖父母の配偶者）⑩  姻族２親等の傍系者が死亡した場合（配偶者の兄弟姉妹，兄弟姉妹の配偶者）⑪  姻族３親等の傍系尊属が死亡した場合（配偶者の伯叔父母，伯叔父母の配偶者）⑫ | 10日  ７日  ５日  ３日  ３日  １日  １日  ３日  １日  １日  １日  １日 |

備考

親族が死亡した場合，職員と生計を一にする姻族は血族に，いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は１親等の直系血族に，届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者は配偶者にそれぞれ準ずるものとする。

親族の図

⑫叔父叔母の

配偶者１日

⑦叔父叔母

１日

⑪兄弟姉妹の

配偶者

１日

⑨子の

配偶者

１日

⑫配偶者の

叔父叔母

１日

⑪配偶者の

兄弟姉妹

１日

①配偶者

10日

⑨配偶者

の子

１日

⑥孫

１日

⑩祖父母の

配偶者１日

曽祖父母

曽祖父母

④祖父母３日

②父母

７日

③子

５日

⑤兄弟姉妹

３日

⑩配偶者の

祖父母１日

⑧父母の

配偶者３日

⑧配偶者の

父母３日

甥・姪

甥・姪

配偶者

配偶者

配偶者

配偶者

曽孫

本人

は姻族を示す

は血族を示す